

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



**Home Office**

英国内務省

# 国別政策及び情報ノート トルコ：ギュレン派

第 5.0 版

2025年8月

# 目次

概要	4
評価	5
1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の検証/照会	5
1.1 信ぴょう性	5
1.2 適用除外	5
2. 難民条約上の理由	5
3. リスク	6
4. 保護	9
5. 国内移住	9
6. 証明	9
国別情報	10
7. ギュレン運動の概観	10
7.1 背景	10
7.2 構造及び構成員資格	10
7.3 国家との関係	12
7.4 2016年7月のクーデター未遂事件	13
7.5 非常事態	14
8. 国家の取扱い	15
8.1 ギュレン派の疑いがある人物を特定するために用いる基準	15
8.2 逮捕及び拘禁	16
8.3 拘禁中の取扱い	18
8.4 起訴及び有罪判決	19
8.5 免職及び復職	20
8.6 事業の閉鎖	21
8.7 国境を越えた抑圧	21
9. 法の支配及び刑事司法制度	22
9.1 警察	22
9.2 司法	23
9.3 法の支配	24
9.4 公正な裁判	24
9.5 刑務所の状況	25
10. 救済手段	26
10.1 非常事態の措置に関する調査委員会	26

11. 移動の自由.....	27
11.1 国内移動.....	27
11.2 パスポート及び海外渡航.....	28
バージョン管理及びフィードバック.....	29

# 概要

更新日：2023年8月9日

ギュレン運動（ヒズメットとしても知られる）は、フェトフッラー・ギュレンが創始し、鼓舞した運動で、トルコ国内及び海外に存在する宗教、教育及び社会組織集団である。2016年5月、トルコはギュレン運動をフェトフッラー・テロ組織（FETO）と呼び、テロ組織に指定した。トルコ政府は2016年7月15日に発生したクーデター未遂事件の原因をギュレン運動に帰した。2016年7月20日には非常事態（2016年7月21日に発効）が宣言され、2018年7月18日まで継続された。

クーデター未遂事件以降、政府はギュレン運動と関係があると考えられる個人や集団に対する取締りを実施した。この結果、数十万人が逮捕、拘禁され、11万7,000人以上が反テロリズム法に基づき有罪判決を受け、13万人以上の公務員が免職となった。また、23万冊以上のパスポートが取り消され、事業と機関が閉鎖され、その後資産が押収され、トルコ国外に在住するトルコ人が追跡された。

逮捕と拘禁の大半は2年の非常事態宣言期間中に行われた – 2022年7月までに10万1,000人以上が逮捕され、33万2,484人が拘禁された。しかしながら、ギュレン運動とつながりがあると疑われている数百人の逮捕と拘禁は2022年7月以降も継続され、2023年に至っている。拘禁された人々の中には、元教師、元軍士官候補生/警察官、ギュレン派との関係疑惑で刑務所に収容されている人々の家族を支援した個人及び海外のギュレン信奉者が送った支援金を受け取った又は分配したとして告発されている人々が含まれている。2023年7月現在、12万2,632人が有罪判決を受け、9万7,139人が無罪となって釈放されていた。有罪判決を受けた人々のうち1万2,108人は服役中であり、6万7,893人については取調べが依然として進行中であった。

しかしながら、これらの数値は全て、例えばPKKなど他のテロ集団とつながりがあると考えられている人々も含んでいる可能性がある。

欧州委員会の2021年6月から2022年6月までを対象期間とする報告書は、拘禁施設及び刑務所における拷問と虐待についての信頼できる訴えが増加したと記述している。また、米国国務省によると、ギュレン運動とつながりがあると疑われている人々は拘禁されている間に虐待やおそらく拷問にさらされる可能性がより高い。しかし、トルコ政府はそのような主張を強く否定している。

ギュレン運動と関係がある又はそのように認識されている申請者が迫害又は深刻な危害を加えられる危険にさらされているかどうかは、様々な要因によって決まる。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討しなければならない。

申請者が国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有している場合、その申請者は一般に国家から保護を受ける又は国内移住することはできなくなる。

申請が却下される場合、その申請が「明らかに根拠のないもの」と証明される可能性は低い。

[目次に戻る](#)

# 評価

## 1. 重要な事実、信ぴょう性及びその他の検証/照会

### 1.1 信ぴょう性

- 1.1.1 信ぴょう性の評価に関する情報については、[信ぴょう性及び難民地位の評価 \(Assessing Credibility and Refugee Status\)](#) に関する指針を参照されたい。
- 1.1.2 また、意思決定者は、庇護申請者が以前に英国査証又はその他の形態の在留許可を申請しているかどうかを確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接を実施する前に調査しなければならない ([査証の一致に関する庇護指針 \(Asylum Instruction on Visa Matches\)](#) 及び[英国査証申請者による庇護申請に関する審査官向けガイダンス \(Asylum Claims from UK Visa Applicants\)](#) を参照)。
- 1.1.3 さらに、庇護申請者が主張する出身国を巡って疑義が存在する場合、言語分析テストを利用できるのであれば意思決定者はその実施を検討すべきである ([言語分析に関する庇護指針 \(Asylum Instruction on Language Analysis\)](#) を参照)。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

### 1.2 適用除外

- 1.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（又は複数）を適用することができるかどうかを検討するに足る深刻な理由があるかどうかを審査しなければならない。各事案は、個々の事実関係と実体的側面に基づいて検討しなければならない。
- 1.2.2 申請者が難民条約（Refugee Convention）の対象から除外される場合、（難民条約よりも広範な適用除外事項を有する）人道的保護の認定対象からも除外されることになる。
- 1.2.3 適用除外条項及び制限付在留許可に関する指針については、[難民条約第1F条及び第33条2項に基づく適用除外 \(Exclusion under Articles 1F and 33\(2\) of the Refugee Convention\)](#) に関する庇護指針、[人道的保護 \(Humanitarian Protection\)](#) に関する庇護指針及び[制限付在留許可 \(Restricted Leave\)](#) に関する指針を参照されたい。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

[目次に戻る](#)

## 2. 難民条約上の理由

- 2.1.1 実際の又は帰属された政治的意見

- 2.1.2 難民条約に定めるいずれかの理由を確立しても、難民として認定されるのに十分ではない。問題は、申請者が実際の又は帰属された難民条約上の理由で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているかどうかということである。
- 2.1.3 難民条約に定める5つの理由に関する詳細な指針については、[信びょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

### 3. リスク

3.1.1 ギュレン運動（Gülen movement）と関係がある又はそのように認識されている申請者が迫害又は深刻な危害を加えられる危険にさらされているかどうかは、以下に掲げる事項を含む様々な要因によって決まる。

- ギュレン運動との関わりの実際の又は認識されるレベル（階層又は段階）（階層構造及び刑事責任があるとみなされるレベルに関する情報については、[構造及び構成員資格](#)及び[起訴及び有罪判決](#)を参照）及び当局がそのような関与について知っている又は疑うかもしれないという当局の主張はどの程度説得力があるのか
- 申請者はこれまで逮捕又は拘禁されたことがあるかどうか、あるとすれば、
  - どのような状況で、
  - 申請者は起訴され、有罪判決を受け、刑を宣告され又は他の条件を付けられる若しくは制裁を科される、**あるいは**現在罪に問われている、
- 特にギュレン運動への関与についての嫌疑が明らかになった後で、国家との間で行われたその他のやりとり – 特に留意すべきものは以下のとおり
  - 国民ID（識別）カード（新型：Türkiye Cumhuriyeti Kimlik Kartı又は「Kimlik Kartı」、旧型（依然として有効）：Nüfus Cüzdanı）を携帯する必要性
  - このカードが以下に掲げる事項のためにどのような形で必要になるか：就職、医療及び社会サービスの利用、有権者登録、トルコ裁判所の利用、パスポート又は運転免許証の取得、学校・大学の入学手続、財産及び/又は車両の所有、電話、インターネット及び電気・ガス・水道の利用（国別政策及び情報ノート、[トルコ：クルド人](#)を参照）
  - トルコの様々なITシステムとデータベースを用いて実施できる可能性がある検証

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

---

- トルコを出国以降にトルコ国との間で行った信びょう性のあるやりとり
- 申請者の職業 – 特に
  - 反政府報道に従事している又はギュレン運動とつながりがあると認識されているジャーナリストとメディア支局
  - ギュレン系学校及び教育施設の教師
  - 裁判官及び弁護士：ギュレン運動への関与が疑われる又はギュレン運動とつながりがある人々を弁護しているとして多くの裁判官と弁護士が停職、拘禁又は免職となっており、司法部門は深刻な影響を受けている

- 軍人（情報官を含む）及び警察官（当局からより否定的な関心を集める可能性が高い職業に関する情報については[逮捕及び拘禁](#)を参照）

- 申請者のソーシャル・メディア・アカウントの内容、語調、届く範囲及びこれに類似したもの
- フェトフッラー・ギュレン（Fethullah Gülen）が居住するペンシルベニアへの頻繁な渡航

3.1.2 迫害を受ける危険性を高める**可能性がある**その他の要因には、以下に掲げる事項が含まれる。

- ギュレン派（Gülenists）が利用すると見られているバイロック（ByLock）アプリを利用している
- アスヤ銀行（Asya Bank）を利用している又はザマン（Zaman）紙を購読している（いずれもギュレン運動と関係がある）
- ギュレン派文献を所有している
- ギュレン派学校へ通学した又は子供を就学させた
- ギュレン派と関係がある組織（例：シンクタンク、NGOs、学会）の構成員である又はそのような組織に金銭を寄付している
- 行政府又は軍での昇任が早い
- ギュレン運動に関与している疑いがあるという理由で解雇されている
- ギュレン派と疑われている家族がいる
- これらをチェックリストとして扱うべきではない。各事案は個々の事実関係と実体的側面に基づいて総合的に検討しなければならない。

3.1.3 また、意思決定者は、ギュレン派に対して講じられる可能性がある措置—免職など—はそれ自体、その性格又は反復性により又は措置の累積により、迫害若しくは深刻な危害に相当するほど、又はその他の理由でECHR（欧州人権条約）第3条違反を構成するのに必要な極めて高い基準を満たすほど、十分に深刻なものではないことに留意すべきである。

3.1.4 ギュレン運動（その支持者にはヒズメット（Hizmet）として知られている）は、1999年以降米国で自らに課した亡命生活を送っているフェトフッラー・ギュレンが創始し、鼓舞した運動で、トルコ国内及び海外に存在する宗教、教育及び社会組織集団である。複数の情報源によると、正式かつ明確な構成員地位はないものの、様々な情報源が関与の度合いを示す階層、段階又はレベルについて説明している。トルコ最高裁判所（Supreme Court）は7段階から成る階層型組織構造があると考えている。信奉者の数は50万人から「おそらく数百万人」にまで及ぶ（[背景及び構造及び構成員資格](#)を参照）。

3.1.5 2016年5月、トルコはギュレン運動をフェトフッラー・テロ組織（Fethullah Terrorist Organisation : FETO）と呼び、テロ組織に指定した。トルコ最高裁判所は2017年9月にこの定義を支持した。トルコ政府は2016年7月15日に発生したクーデター未遂事件をギュレン運動のせいにしてしているが、ギュレン運動は一切の関与を否定している。2016年7月20日、非常事態が宣言され、2016年7月21日から2018年7月18日まで続いた（[国家との関係](#)、[2016年7月のクーデター未遂事件](#)及び[非常事態](#)を参照）。

3.1.6 クーデター未遂事件以来、政府はギュレン運動とつながりがあると考えられる個人や集団に対応してきた。ギュレン運動と関係がある人々は、引き続き刑事調査、捜査及び起訴の可能性に直面している。しかしながら、逮捕と拘禁の大半は2016年7月から2018年7月にかけて行われた。米国国務省（US Department of State : USSD）の2016年人権報告書によると、クーデター未遂事件後の3か月間で7万5,000人が拘禁され、4万1,000人以上が正式に逮捕された。その大半はクーデターへの直接参加ではなくギュレン運動とのつながりで告発された。逮捕や拘禁の対象には、ギュレン（主義）とは関係がないよ

り広い範囲で捉えた反対派も含まれていた。欧州委員会（European Commission）の2019年5月付け報告書は、2年の非常事態宣言期間中に15万人以上が身柄を拘束され、7万8,000人以上がテロ関連罪で逮捕された（[逮捕及び拘禁](#)を参照）。

- 3.1.7 トルコ内務省（Ministry of Interior）によると、2022年7月までに10万1,000人以上が逮捕され、33万2,484人が拘禁された。ギュレン運動とつながりがあると疑われる人々の逮捕と拘禁は2022年7月以降も継続され、2023年に至っている。この中には、2022年10月のある1日で543人、2023年3月の1週間で89人、また、2023年6月中に748人をそれぞれ拘禁した事案が含まれている。元教師、元軍士官候補生/警察官、ギュレン派との関係疑惑で刑務所に収容されている人々の家族を支援した個人及び海外のギュレン信奉者が送った支援金を受け取った又は分配したとして告発されている人々が、拘禁された人々の中に含まれていた。
- 逮捕又は拘禁された人々の結末に関するフォローアップ報道は限られている（[逮捕及び拘禁](#)を参照）。
- 3.1.8 オランダ外務省（Ministry of Foreign Affairs : MFA）の報告によると、ギュレン運動の背景/つながりを持つ者はほぼ全員が刑事責任を問われる可能性があるが、軍人や警察など一部の職業に加え、ギュレン派学校、イスタンブールのファティ大学及び日刊新聞社ザマンなどギュレン派機関で指導的地位に就いている人々も他者よりトルコ当局から否定的な関心を向けられる可能性がより高かった（[逮捕及び拘禁](#)を参照）。
- 3.1.9 2022年、欧州委員会は拘禁施設、刑務所、非公式な拘禁施設、輸送車両及び（大半はデモ行進が行われている）路上で行われた拷問及び虐待に関して信頼できる深刻な訴えが増加していると述べた。USSDによると、ギュレン運動と関係があると疑われている人々は、拘禁されている間に虐待及びおそらくは拷問にさらされる可能性がより高い（[拘禁中の取扱い](#)、[警察](#)、[法の支配](#)及び[刑務所の状況](#)を参照）。
- 3.1.10 トルコはギュレン運動を武装テロ組織に指定している。民主的に選出された政府を打倒しようとするクーデター未遂に関与した人々及び積極的に支援した人々に対してトルコが措置を講じ、そのために合法的で釣合いの取れた手段を全て用いることは正当である。起訴が迫害に相当するかどうかに関する情報については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。
- 3.1.11 オランダMFAによると、ギュレン運動に関わっていることが必ずしも刑事訴迫につながるわけではないが、過去に関与していれば、現在になって刑事訴迫される可能性がある。換言すれば、以前にはギュレン集団に関与することが犯罪活動とはみなされなかったが、政府が同集団に対する方針を変更したため、現在は過去の関与を理由に人々を犯罪活動で告発できるようになっている。また、ギュレン派の疑いがある人物の刑事訴迫には、ある程度の恣意性がある。ギュレン運動に関係している疑いがある人物や政府に批判的だとみなされる人物に対して用いられる証拠の一部は法的に疑問の余地があると被告人側弁護士や反対派が考える一方、欧州委員会は法律が恣意的かつ選択的に適用され、公正な裁判に対する権利が侵害されている状況に全般的な懸念を表明した（[起訴及び有罪判決](#)を参照）。
- 3.1.12 ユルマズ・トゥンチ（Yılmaz Tunç）法務大臣（Justice Minister）は2023年7月時点で12万2,632人が有罪判決を受け、9万7,139人が無罪となって釈放されていたと述べた。有罪判決を受けた人々のうち、1万2,108人は服役中であり、また、1,366人が終身刑、1,634人が仮釈放の見込みがない加重終身刑をそれぞれ言い渡された。6万7,893人については取調べが依然として進行中であった（[起訴及び有罪判決](#)を参照）。
- 3.1.13 トルコ政府の「非常事態の措置に関する調査委員会（Inquiry Commission on the State of Emergency Measures）」によると、非常事態宣言期間中、12万5,678人の公務員が免職となり、270人の奨学金が取り消され、2,761の機関が閉鎖され、3,213人の治安職員の地位が無効になった。これらの公務員はギュレン運動と関係があることにより有罪とみなされる可能性があるため、就職することができないと国際NGO団体のフリーダム・ハウス（Freedom House）は主張している。免職となった職員の詳細情報は社会保障制度データベースに記録されており、潜在的な雇用主は閲覧することができる（[免職及び復職](#)を参照）。

- 3.1.14 2022年12月31日時点で、非常事態の措置に関する調査委員会は非常事態法令に基づき講じられた措置の撤回を求める申請書を合計で12万7,292件受理していた。当委員会はこのうち1万7,960件を受理し、10万9,332件を却下した（[非常事態の措置に関する調査委員会](#)を参照）。
- 3.1.15 欧州評議会議員会議（Parliamentary Assembly of the Council of Europe : PACE）は2023年6月23日、トルコ政府がギュレン運動に関係しているとされる国外在住のトルコ人を追跡している状況に懸念を表明した。2023年5月、ノルディック・モニター（Nordic Monitor）はトルコの情報機関が作成した秘密文書を引用した。同秘密文書は海外における情報活動を記述しており、ギュレン運動内で幹部の地位に就いていると考えられる100人以上を特定した。トルコは国外にいる1,271人のギュレン運動構成員の身柄を引き渡すよう112か国に要請しており、2023年7月13日時点で126人がトルコ当局へ引き渡された（[国境を越えた抑圧](#)を参照）。
- 3.1.16 リスクの評価に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 4. 保護

- 4.1.1 申請者が国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有している場合、一般に当局の保護を受けることができなくなる。
- 4.1.2 国家の保護の評価に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 5. 国内移住

- 5.1.1 申請者が国家から迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有している場合、国内移住することでそのリスクを回避できる可能性は低い。
- 5.1.2 国内移住及び考慮に入れるべき要因の検討に関する詳細な指針については、[信ぴょう性及び難民地位の評価](#)に関する庇護指針を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 6. 証明

- 6.1.1 申請が却下される場合、その申請が2002年国籍、移民及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act）第94条に基づき「明らかに根拠のないもの」として証明される可能性は低い。
- 6.1.2 証明に関する詳細な指針については、「[2002年国籍、移民及び庇護法第94条に基づき、保護及び人権申請を（明らかに根拠のないものと）証明する行為（Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 \(clearly unfounded claims\)）](#)」を参照されたい。

[目次に戻る](#)

# 国別情報

第7節更新日：2023年8月9日

## 7. ギュレン運動の概観

### 7.1 背景

7.1.1 諸報告により、ギュレン運動（ヒズメットとしても知られる）はトルコのイスラム学者（イマーム/聖職者）、著者及び演説者であるフェトフッラー・ギュレンが創始し、鼓舞した運動で、トルコ及び海外に存在する宗教、教育及び社会組織集団と称されている<sup>1 2 3</sup>。ギュレンは、表向きは包摂的かつ穏健なスンニ派イスラム主義の形態を促進し、寛容を説き、また、利他主義、勤勉及び教育を強調している<sup>4 5</sup>。彼は、その演説の録音が公表された後、1999年以降は米国で自らに課した亡命生活を送る一方<sup>6</sup>、支持者に国家機関へ潜入するよう要請している<sup>7 8</sup>。ギュレンはトルコから複数の逮捕状と身柄引渡し要請書を発出されている。米国は犯罪の証拠を欠いているとしてこれらの文書への対応を拒否してきた<sup>9</sup>。

7.1.2 更に詳しい背景情報については、[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコ—ギュレン運動」に記載された出身国情報（COI）を参照されたい。

[目次に戻る](#)

### 7.2 構造及び構成員資格

7.2.1 カナダ移民・難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada : IRB）が引用した2013年、2016年及び2019年の日付がある情報源は、ギュレン運動が正式な構造、一元的な階層型組織又は正式な構成員資格基準を有していないと指摘している<sup>10 11</sup>。チェスター大学（Chester University）の現代イスラム学准教授（Associate Professor of Modern Islam）であり、現代トルコにおける宗教、社会及び国家の専門家であるキャロライン・ティー（Caroline Tee）博士<sup>12</sup>は2021年の出版物の中で、「ギュレン運動に所属するための正式な基準は一切なく、入会儀式もなければ、明確な構成員地位もない。」と語っている<sup>13</sup>。会員カードは発行されていない<sup>14</sup>。

7.2.2 ギュレン派はギュレン運動をヒズメット（「奉仕」の意）と呼んでいる<sup>15 16</sup>。この集団に関わる人々は、ギュレン氏の教えに鼓舞された緩いつながりの協力関係を保ちながら単に力を合わせて活動しているにすぎないと語っている<sup>17</sup>。米国に拠点を置く非営利組織でギュレン運動と関係がある「共有価値のための同盟（Alliance for Shared Values : ASFV）によると、ギュレン運動の「構成員」を特定するための主な手段は、本人が公然とギュレン運動に共感する組織の正式な構成員であるという事実を確認す

<sup>1</sup> BBC News, '[Turkey coup: What is Gulen movement and what does it want?](#)', 21 July 2016

<sup>2</sup> The Guardian, '[Fethullah Gülen: who is the man Turkey's president blames for...](#)', 16 July 2016

<sup>3</sup> Vox, '[Turkey's coup: the Gülen Movement, explained](#)', 13 September 2016

<sup>4</sup> BBC News, '[Profile: Fethullah Gulen's Hizmet movement](#)', 18 December 2013

<sup>5</sup> Vox, '[Turkey's coup: the Gülen Movement, explained](#)', 13 September 2016

<sup>6</sup> Wilson Center, '[Profile: Fethullah Gulen](#)', 18 July 2018

<sup>7</sup> BBC News, '[Profile: Fethullah Gulen's Hizmet movement](#)', 18 December 2013

<sup>8</sup> RFERL, '[The Gulen Movement's Collision Course With The Turkish State](#)', 24 July 2016

<sup>9</sup> Nordic Monitor, '[Turkey's aggressive spying campaign in foreign countries persists...](#)', 20 July 2023

<sup>10</sup> IRB, '[Turkey: The Hizmet movement, also known as the Gülen movement...](#)', 6 January 2020

<sup>11</sup> IRB, '[Turkey: The Fethullah Gulen Movement, including structure, areas of...](#)', 29 September 2016

<sup>12</sup> University of Chester, '[Dr Caroline Tee](#)', no date

<sup>13</sup> Tee, C, '[Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile](#)' (4.4), 2021

<sup>14</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 38), 2 March 2022

<sup>15</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.34), 10 September 2020

<sup>16</sup> Tee, C, '[Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile](#)' (4.1), 2021

<sup>17</sup> IRB, '[Turkey: The Fethullah Gulen Movement, including structure, areas of...](#)', 29 September 2016

ることである<sup>18</sup>。しかしながら、トルコ政府はギュレン運動との所属関係に基づき国家機関から免職すべき職員を特定するため、これよりも遥かに広範な基準を用いている<sup>19</sup>。（[ギュレン派の疑いがある人物を特定するために用いる基準](#)及び[免職及び復職](#)を参照）。

7.2.3 ギュレン運動の規模を推定するのは困難であった<sup>20</sup>。キャロライン・ティー博士は、「極めて大ざっぱな推定」をしたとして、2016年より前の時代には50万～200万人の「親密なギュレン運動構成員がトルコ国内にいる」と語った<sup>21</sup>。ギュレン運動を解説したBBCニュースの記事は、おそらく数百万人の信奉者がトルコ国内におり、その多くは警察、シークレット・サービス、司法部門及び与党のAKPで影響力の強い地位に就いていると記している<sup>22</sup>。

7.2.4 キャロライン・ティー博士は、構成員とギュレン運動の所属関係及びギュレン運動に対する構成員のコミットメントについてより詳しく説明し、「関与の程度を3つの等級に区分した重層的なつながりによって特徴付けられる」と語った<sup>23</sup>。ティー博士は第1級について、以下のように説明した。

「ギュレン運動の中心には、献身的で忠実なギュレンの信奉者の集団がある。これらの信奉者の中には、ペンシルベニアにあるギュレンの大牧場で彼と一緒に生活し、宗教教育を受けている者もいるが、大半は他の場所に住んでいる。こうした人々は全力を傾注する筋金入りの門弟であり、かつ、ギュレン氏と直接接触して、又は、印刷及びデジタル媒体を通じて遠隔からギュレン氏の教えを受けている熱心な信奉者である。こうした構成員は通常、ある種のギュレン派施設で働き又は学習しており、生活のあらゆる面においてギュレン運動の構想の実現に向けた活動に心底没頭している。こうした個人はその生活様式、個人的な行動及び服装を通じてイスラム教徒の敬虔さを表現している。」<sup>24</sup>

7.2.5 ティー博士は、第2級レベルの関与者を共鳴者（yandaşlar）として「ギュレン派の構想及びギュレン運動の諸活動に関して積極的ではあるが、それほどは形式張らない支持者である。この集団にギュレン運動のプロジェクトに極めて重要な資金支援を行う敬けんな気質の実業家が含まれていることは意義深い。また、定期的に又は折に触れてsohbet（トルコ語で「会話」の意）として知られる行事に参加する可能性がある個人もこの集団に含まれる。この集まりでは、信奉者がサイド・ヌルシ集（Risale of Said Nursi）とクルアーンを併用しながらフェトフッラー・ギュレンの書籍と説教を研究し、解説する。」と説明している<sup>25</sup>。

7.2.6 ティー博士は、第3級の関与度合いを説明して、以下のように語った。

「広範なギュレン派プロジェクトへの関与形態として最大かつ最も周辺的な階層は、ギュレン派施設が提供する製品及びサービスを消費し、かつ、その製品及びサービスがギュレン運動とつながりがあることを認識しているかどうか分からない人々によって占められている。この階層には、ギュレン運動が運営する様々な印刷、デジタル及び視覚媒体チャネルの読者・視聴者、銀行・保険部門の顧客、ギュレン派が経営する医療施設の患者、及びギュレン系学校で学習する児童の親が含まれる可能性がある。」<sup>26</sup>

7.2.7 国営のアナドル（Anadolu）通信社は2018年、失敗に帰したクーデターに関する主要な裁判事件における最高裁判所の起訴状によれば、その時点までにフェトフッラー・テロ組織（FETO）という名称のテロリスト集団に指定されていたギュレン運動[[国家との関係](#)を参照]は、以下の7つの段階から成る階層型構造を有していた、と伝えている

<sup>18</sup> IRB, [‘Turkey: The Hizmet movement, also known as the Gülen movement...’](#), 6 January 2020

<sup>19</sup> IRB, [‘Turkey: The Hizmet movement, also known as the Gülen movement...’](#), 6 January 2020

<sup>20</sup> RFERL, [‘The Gülen Movement’s Collision Course With The Turkish State’](#), 24 July 2016

<sup>21</sup> Tee, C, [‘Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile’](#) (4.4), 2021

<sup>22</sup> BBC News, [‘Turkey coup: What is Gülen movement and what does it want?’](#), 21 July 2016

<sup>23</sup> Tee, C, [‘Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile’](#) (4.4), 2021

<sup>24</sup> Tee, C, [‘Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile’](#) (4.4), 2021

<sup>25</sup> Tee, C, [‘Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile’](#) (4.4), 2021

<sup>26</sup> Tee, C, [‘Chapter 4 The Gülen Movement: Between Turkey and International Exile’](#) (4.4), 2021

る。

- 「一般人で構成される第1階層：ギュレン・コミュニティとの間に愛情の絆を有しており、資金支援を行う人々が含まれる。こうした人々は階層型構造の外にあり、意図の有無を問わずギュレン運動に奉仕している。
- 「忠誠者で構成される第2階層：学校、私立教育施設、寄宿舎、銀行、新聞社、基金及び政府機関の職員で構成される。この階層に属する人々はギュレン運動の会合に出席し、組織的な支払をし、ギュレン運動のイデオロギー（価値体系）について若干の知識がある。こうした人々はギュレン運動の構成員になることを義務付けられている。
- 「イデオロギーを信奉する構成員から成る第3階層：この階層に属する構成員は非公式な活動に参加する。ギュレン派のイデオロギーを採用し、ギュレン運動に参加するよう他者を説得する使命を帯びている。
- 「監督者で構成される第4階層：この階層に属する構成員は、合法、違法を問わず全ての活動を監督する。ギュレン運動に対する忠誠心と服従心が抜きん出ている構成員は、この階層に加えられる可能性がある。この階層の構成員は、早くも子供の頃にFETOに参加した人々の中から選出される。
- 「企画者及び執行者で構成される第5階層：この階層には高度の秘密性が要求される。構成員はお互いのことをほとんど知らない。この階層の構成員はギュレンから任命され、政府内にギュレン派の構造を組織し、諸課題を執行する。ギュレン運動のいずれかの構成員と結婚する者は、この階層に属する資格を得られる。
- 「特別構成員から成る第6階層：特別構成員は、ギュレンと下位階層に属する構成員との連絡体制を構築するとともに、ギュレン派組織内の人々に任務を割り当てる。
- 「エリートで構成される第7階層：ギュレンと直接結び付いているこの階層はこのテロ集団の指導者（ギュレン）によって任命された17人で構成される。」<sup>27</sup>

7.2.8 どのレベルの「構成員」が刑事責任を負うのかに関する情報については、[起訴及び有罪判決](#)を参照されたい。

7.2.9 同報道は、「これらの階層とは別に、共鳴者の階層もある。共鳴者はFETOから指示されないが、この組織を支持するため折に触れて資金支援を行い、諸活動に参加する。」とも伝えている<sup>28</sup>。

7.2.10 国家が標的とした人々に関する情報については、[ギュレン派の疑いがある人物を特定するために用いる基準及び逮捕及び拘禁](#)も参照されたい。

7.2.11 ギュレン運動は国際的にも大きな存在感を示しており、数百万人の信奉者<sup>29</sup>及び支持者が世界140か国にいる<sup>30</sup>（[国境を越えた抑圧](#)も参照）。

[目次に戻る](#)

## 7.3 国家との関係

7.3.1 ギュレンとエルドアン大統領（President Erdoğan）は数十年間にわたって親密な同盟関係を築いていた時期があり、その頃ギュレンは公正発展党（Justice and Development Party、トルコ語Adalet ve Kalkinma Partisi：略称AKP）を公然と支持していた<sup>31</sup>。ギュレン運動は政党ではなく、与党のAKPとエルドアン大統領を批判して

<sup>27</sup> Anadolu Agency, '[FETO's 7-layered hierarchical structure](#)', 10 February 2018

<sup>28</sup> Anadolu Agency, '[FETO's 7-layered hierarchical structure](#)', 10 February 2018

<sup>29</sup> Politico, '[Sleepless nights' for Gülen's supporters in Europe](#)', 22 August 2016

<sup>30</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.35), 10 September 2020

<sup>31</sup> Middle East Eye, '[ANALYSIS: Dissecting Turkey's Gulen-Erdogan relationship](#)', 25 July 2016

きたものの、選挙には直接参加していない<sup>32</sup>。ギュレン派はそのネットワークを活用して、行政府、警察、情報機関及び司法部門において影響力の強い地位を占めるとともに、慈善・教育事業、市民社会団体、メディアを通じて海外に、また、学会内にも広範なネットワークを構築している<sup>33 34</sup>。

- 7.3.2 2013年12月、ギュレンとその支持者が汚職調査を巧みに利用して高官やAKPとつながりがある実業界の指導者を汚職に関与させ、エルドアン政権の打倒を図っているとエルドアンが断言したことで、ギュレンとエルドアンの関係は終わりを迎えた<sup>35 36</sup>。
- 7.3.3 それ以来、エルドアン大統領はギュレン運動がトルコで「並行国家」を運営していると主張し、クルディスタン労働者党（Kurdistan Workers Party、トルコ語Partiya Karkerên Kurdistan：略称PKK）と同盟関係を結んでいるとしてギュレン派を非難してきた<sup>37 38</sup>。ギュレン運動に対する弾圧は2016年7月のクーデター未遂事件より前に始まった<sup>39 40</sup>。この期間中、エルドアン政府はギュレン運動の傘下にあると考える機関に対する弾圧を主導し、メディア支局を閉鎖したほか、ギュレン派の疑いがある警察官を数千人免職した<sup>41</sup>。
- 7.3.4 2016年5月、トルコはギュレン運動をフェトフッラー・テロ組織（FETO）と呼び、テロ組織に指定した<sup>42</sup>。トルコ最高裁判所は2017年9月26日、ギュレン運動は武装テロ組織であると判示した第16刑事裁判部（Criminal Chamber）の（2017年4月24日付け）判決を支持した<sup>43</sup>。トルコ以外では、欧州人権条約（European Convention on Human Rights：ECHR）の締約国（欧州評議会（Council of Europe）<sup>44</sup>の加盟国は全てECHR<sup>45</sup>の締約国である）でギュレン運動をテロ組織に指定した国はない<sup>46</sup>。湾岸協力理事会（Gulf Cooperation Council）とイスラム協力機構（Organization of Islamic Cooperation）は2016年10月にFETOをテロ組織として指定した<sup>47</sup>。
- 7.3.5 反テロ法に関する情報については、[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコーギュレン運動」に記載された出身国情報（COI）を参照されたい。
- 7.3.6 クーデターが失敗に帰した日から7周年を迎えた日（2023年7月15日）、トルコ共和国のカタール国駐在大使であるムスタファ・ギョクス（M. Mustafa Göksu）博士は「...トルコ国内外に張り巡らされたテロ組織FETÖのネットワークに対する闘いは我が国の主要な優先課題の一つである。トルコはFETÖのみならず、全ての過激派組織及びその協力者も撲滅することを固く決意している。トルコは彼らがどこにしようとも追跡して捕まえ、関わる者全員に裁きを受けさせる。」と語った<sup>48</sup>（[国境を越えた抑圧](#)及び[国家の取扱い](#)も参照）。

[目次に戻る](#)

## 7.4 2016年7月のクーデター未遂事件

- 7.4.1 2016年7月15日、トルコ軍の反乱兵士集団がトルコ政府に対してクーデターを企てた

<sup>32</sup> Wilson Center, '[Profile: Fethullah Gulen](#)', 18 July 2018

<sup>33</sup> BBC News, '[Profile: Fethullah Gulen's Hizmet movement](#)', 18 December 2013

<sup>34</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.36), 10 September 2020

<sup>35</sup> Middle East Eye, '[ANALYSIS: Dissecting Turkey's Gulen-Erdogan relationship](#)', 25 July 2016

<sup>36</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.37), 10 September 2020

<sup>37</sup> Middle East Eye, '[ANALYSIS: Dissecting Turkey's Gulen-Erdogan relationship](#)', 25 July 2016

<sup>38</sup> Al Monitor, '[What's behind AKP's allegations of Gulen-PKK ties?](#)', 15 August 2016

<sup>39</sup> SCF, '[Turkey's Crackdown on the Gülen Movement: 2022 in Review](#)', 12 January 2023

<sup>40</sup> Vox, '[Turkey's coup: the Gülen Movement, explained](#)', 13 September 2016

<sup>41</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.37), 10 September 2020

<sup>42</sup> USSD, '[Country Reports on Terrorism 2016](#)' (Chapter 2, Turkey), 19 July 2017

<sup>43</sup> SCF, '[Rule of Law\(lessness\) in Erdoğan's Turkey](#)' (pages 14, 15 and 33), 22 March 2022

<sup>44</sup> CoE, '[46 Member States](#)', no date

<sup>45</sup> CoE, '[European Convention on Human Rights](#)', no date

<sup>46</sup> FIDU, '[Perils of Unconstrained Prosecutorial Discretion: Prosecuting...](#)' (page 9), July 2023

<sup>47</sup> USSD, '[Country Reports on Terrorism 2016](#)', 19 July 2017

<sup>48</sup> Al Jazeera, '[Remembering those who stood against the attempted coup in Türkiye](#)', 15 July 2023

49 50。クーデターに関与した兵士たちはイスタンブールとアンカラの路上に戦車を配備するとともに、議会を爆撃し、抗議参加者に発砲した<sup>51</sup>。この戦闘で少なくとも260人の市民と治安職員が死亡、およそ2,000人が負傷したと伝えられている<sup>52 53</sup>。このクーデターは組織力も実行力も不十分であったため<sup>54</sup>、公衆の抵抗やエルドアンへの反撃<sup>55</sup>に遭って、また、軍の大半の兵士がトルコ政府に忠実であり続けたこともあり<sup>56</sup>、数時間のうちに失敗に帰した。政府は、フェトフッラー・ギュレン及びギュレン運動がこのクーデターに関与していると断言した<sup>57</sup>。

7.4.2 これら一連の出来事の要約については、[実際に起きた出来事：トルコのクーデター](#) [BBCニュース](#) 及び[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコ・ギュレン運動」に記載された出身国情報（COI）を参照されたい。

7.4.3 ギュレンはクーデター未遂を公然と非難し、一切の関与を否定した<sup>58 59</sup>。公式声明によると、このクーデター未遂事件に参加したのは8,651人の兵士であるが、これはトルコ軍（Turkish Armed Forces : TAF）の総兵力の僅か1.5%にすぎなかった<sup>60</sup>。

7.4.4 2023年7月、退役将官のトゥルカー・エルトゥルク（Türker Ertürk）はソズジュ（Sözcü）テレビに出演し、このクーデター事件は未然に防止できた可能性があるものの、反乱分子を公職から追放するためには必要であった。なぜなら、「通常の法的及び民主的環境下でそのような措置を講じるのは不可能だからだ...」と語った<sup>61</sup>。

[目次に戻る](#)

## 7.5 非常事態

7.5.1 2016年7月20日、トルコ政府は非常事態を宣言した。この宣言は2018年7月18日午前零時に正式に解除されるまで24か月間にわたって7度延長された<sup>62 63</sup>。

7.5.2 非常事態に関する詳細情報については、[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコ・ギュレン運動」に記載された出身国情報（COI）を参照されたい。

7.5.3 人権を促進し、擁護する目的で1986年に設立されたトルコの非政府機関（NGO）「人権協会（Human Rights Association : HRA）」<sup>64</sup>は、2022年5月に公表した報告書の中で、非常事態法令によりもたらされた主要な結果を以下のように要約している。

- 「非常事態法令を通じて、13万人を超える公務員がその職位を解任された。これらの職員は、クーデター未遂事件に積極的に関与した軍の将校、下士官、警察官及び情報部員のみで構成されていたわけではなく、国家組織内のほぼあらゆるレベルの公職に就いている公務員であった。
- 「こうした公務員の免職、換言すれば国家機構からの[排除]とともに、本人のパスポートのみならず、その配偶者と子供の分も無効にされた。
- 「こうした個人が所有していた銃器携行許可証、船員書類又はパイロット免許も取り消された。

<sup>49</sup> HRW, '[A Blank Check: Turkey's Post-Coup Suspension of Safeguards Against...](#)', 25 October 2016

<sup>50</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 2.5), 10 September 2020

<sup>51</sup> HRW, '[A Blank Check: Turkey's Post-Coup Suspension of Safeguards Against...](#)', 25 October 2016

<sup>52</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 2.5), 10 September 2020

<sup>53</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2017 – Turkey](#)' (Executive summary), January 2017

<sup>54</sup> Deutsche Welle, '[From ally to scapegoat: Fethullah Gulen, the man behind the myth](#)', 6 April 2018

<sup>55</sup> Statewatch, '[Algorithmic persecution in Turkey's post-coup...](#)' (page 10), 25 November 2021

<sup>56</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 2.5), 10 September 2020

<sup>57</sup> Deutsche Welle, '[From ally to scapegoat: Fethullah Gulen, the man behind the myth](#)', 6 April 2018

<sup>58</sup> BBC News, '[Turkey coup: What is Gulen movement and what does it want?](#)', 21 July 2016

<sup>59</sup> HRW, '[A Blank Check: Turkey's Post-Coup Suspension of Safeguards Against...](#)', 25 October 2016

<sup>60</sup> Statewatch, '[Algorithmic persecution in Turkey's post-coup...](#)' (page 10), 25 November 2021

<sup>61</sup> Turkish Minute, '[Retired admiral says 2016 coup attempt was necessary to purge...](#)', 20 July 2023

<sup>62</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 2.61), 10 September 2020

<sup>63</sup> HRA, '[Emergency Decree Laws and Their Impact on Human Rights...](#)' (page 3), 13 May 2022

<sup>64</sup> HRA, '[History of Human Rights Association \(IHD\) – HRA](#)', 8 December 2008

- 「失職した職員は、15日以内に公営の居宅や宿舎から追放された。
- 「失職した職員は永久に免職させられており、今後行政府で職に就くことはできなくなる。
- 「失職した職員のうち、数千人は逮捕や拘禁の対象となった。
- 「クーデター未遂又はテロリズムと『関係している、接触している又はつながりがある』（トルコ語でそれぞれmensubiyet、irtibat又はiltisak）という疑いを根拠として、民間機関及び組織、教育施設、報道機関、新聞、雑誌、テレビ局、大学、基金及び協会などが恒久的に閉鎖された。また、その動産及び不動産は押収され、没収された。」<sup>65</sup>

7.5.4 [国家の取扱い](#)も参照されたい。

[目次に戻る](#)

第8節更新日：2023年8月9日

## 8. 国家の取扱い

### 8.1 ギュレン派の疑いがある人物を特定するために用いる基準

8.1.1 1991年に設立され、18か国にわたる弁護士、学会、ジャーナリスト、研究者及びコミュニティ活動家で構成される非営利任意団体のステートウォッチ（Statewatch）<sup>66</sup>が作成した2021年11月付け報告書は、非常事態法令に基づく免職の根拠として以下の基準を概説している。

「(I) 『FETÖ/PDY』 [フェトフッラー・テロ組織/並行国家構造：Parallel State Structure]の『構成員である、傘下に入っている又はそれらと結び付きがある』若しくは『構成員である、関係している又はそれらとつながりがある』、

「(II) 『国家安全保障評議会（National Security Council：NSC）』が国家の安全保障に反する活動をしていると判断したテロ組織若しくは構造、編隊又は集団の構成員であり、傘下組織であり、又はそれらと関係若しくは繋がりがあ、

「(III) 『NSCが国家の安全保障に反する活動に従事しているとして指定したテロ組織若しくは構造/事業体、組織又は集団の構成員である又は関係、つながり若しくは接触がある』とみなされている。」<sup>67</sup>

8.1.2 ステートウォッチの同報告書は「様々な基準、すなわち、以下に掲げる事項の組み合わせに基づいて『免職リスト』が作成され、非常事態命令書に添付されたと伝えている。

「(1) アスヤ銀行及び緊急命令により閉鎖された他の企業に金銭を寄付していること

「(2) メッセンジャー・アプリ『バイロック』を利用していること

「(3) 警察又はシークレット・サービスの報告書

「(4) ソーシャル・メディアの連絡関係の分析

「(5) 緊急命令により閉鎖された特定の法人に寄付していること

「(6) アクセスしたウェブサイト

「(7) 緊急命令により閉鎖された特定の法人が所有する学生寮の居住者であること

「(8) 緊急命令により閉鎖された学校に子供を通わせていること

<sup>65</sup> HRA, ‘[Emergency Decree Laws and Their Impact on Human Rights...](#)’ (page 4), 13 May 2022

<sup>66</sup> Statewatch, ‘[Algorithmic persecution in Turkey’s post-coup...](#)’, 25 November 2021

<sup>67</sup> Statewatch, ‘[Algorithmic persecution in Turkey’s post-coup...](#)’ (pages 10 to 11), 25 November 2021

「(9) ギュレン派の定期刊行物又は緊急命令により閉鎖された他の雑誌を購読していること

「(10) 職場の同僚又は隣人から入手した情報

「(11) 緊急命令により閉鎖された労働組合、協会又は基金の管理者若しくは会員であること」<sup>68</sup>

8.1.3 「免職基準」は主に公的機関で働く公務員に対して用いられたとステートウォッチは、追記している<sup>69</sup>。

8.1.4 オランダ外務省（MFA）のトルコに関するCOI報告書（2022年3月付け）が引用した秘密情報源によると、

「これまで、トルコのギュレン運動には学校、学生寮、病院、文化及び慈善施設など様々な機関が含まれていた。信念を持ったギュレン派のみならず、非ギュレン派もギュレン運動に引き付けられていた。これは、これらの機関が質に関して強固な評判を有していたからである。したがって、ある人物がイデオロギー的な意味ではギュレン派でないまま、ギュレン派の教育施設で学習し、ギュレン派の学生寮で生活し、ギュレン派の新聞社『ザマン』に勤務し、又はアスヤ銀行に口座を持つことは十分にあり得る。それでもなお、そうした人物はギュレン運動と関係があるとみられる可能性があり、結果として、トルコ当局との間で個人的な問題に遭遇するおそれがある。」<sup>70</sup>

8.1.5 ギュレン運動の傘下に入っていると疑われる特定集団に対して講じられる政府の措置に関する背景情報については、[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコ—ギュレン運動」に記載されている出身国情報（COI）を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 8.2 逮捕及び拘禁

8.2.1 クーデター未遂事件以来、政府はギュレン運動と結び付きがあると考えられる個人や集団を厳しく取り締まってきた<sup>71</sup>。2023年7月、ベルリンの「基本的権利のためのハーティエ・スクールセンター（Hertie School Centre for Fundamental Rights）」の著者兼博士研究員のエムレ・トゥルクット（Emre Turkut）氏はバルカン・インサイト（Balkan Insight）に対し、クーデター未遂事件後に行われた弾圧に関し、以下のように語った。

「... ギュレン・ネットワークは、これらの追放措置の主要な標的となって以来、犯罪調査、捜査及びテロリズム罪での起訴の対象にされるといふ迫り来る脅威にさらされてきており、現在も直面し続けている。

「また、時が経つにつれて弾圧も国内の政敵や異議を唱える人々の全て（クルド人政治運動の構成員及び他の宗教集団の構成員を含む）にまで徐々に拡大し、かつ、強化されてきたことも明白である。」<sup>72</sup>

8.2.2 オランダ外務省（MFA）の2022年3月付け報告書は、以下のように伝えている。

「ギュレン運動の背景を持つ者はほぼ全員が刑事責任を問われる可能性があるが、ギュレン運動内には...軍人や憲兵など他よりもトルコ当局から否定的な関心を向けられる一部の職業があった...ギュレン派学校、イスタンブールのファティ大学及び日刊新聞社ザマンなどギュレン派機関で指導的地位に就いている人々もトルコ当局から否定的な注目を集める可能性がより高かった。また、程度は低くなるものの、こうした状況は元ギュレン派学生寮の学生指導者たちにも当てはまった。」<sup>73</sup>

8.2.3 逮捕と拘禁の大半はクーデター未遂事件の直後に行われ、2018年7月に非常事態宣言が解除されるまで続いた。米国国務省の2016年人権報告書はクーデター未遂後の3か

<sup>68</sup> Statewatch, '[Algorithmic persecution in Turkey's post-coup...](#)' (page 11), 25 November 2021

<sup>69</sup> Statewatch, '[Algorithmic persecution in Turkey's post-coup...](#)' (page 12), 25 November 2021

<sup>70</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 38), 2 March 2022

<sup>71</sup> SCF, '[Turkey's Crackdown on the Gülen Movement: 2022 in Review](#)', 12 January 2023

<sup>72</sup> Balkan Insight, '[Arbitrary Persecution: How Turkey Uses Vague Terror Law to...](#)', 13 July 2023

<sup>73</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 38), 2 March 2022

月間で「...警察は 7万5,000人以上を拘禁し、4万1,000人以上を正式に逮捕した。その圧倒的多数はクーデターの企て自体に直接参加した者とは対照的に、ギュレン運動とつながりがあるという嫌疑で告発された。」と伝えている<sup>74</sup>。フリーダム・ハウスによると、2016年11月までに3万7,000人が正式に逮捕され<sup>75</sup>、2017年末までには6万人以上が逮捕されていた<sup>76</sup>。2018年末までには、(2018年7月18日に解除された)非常事態宣言期間中及びその後8万人以上が逮捕又は拘禁されていたと米国国務省は2018年人権報告書の中で記述している<sup>77</sup>。欧州委員会の2019年5月付け報告書によると、「非常事態宣言期間中[2016年7月20日～ 2018年7月18日]に15万人以上が身柄を拘束され、78,000人以上がテロ関連罪で逮捕された...」<sup>78</sup>

8.2.4 内務省 (Mol) は、2016年クーデター未遂事件の6周年を迎える日 (2022年7月15日) までに当局がギュレン運動に所属している疑いがあるという理由で10万1,000人以上を逮捕し、最大で33万2,484人を拘禁したと発表した<sup>79</sup> <sup>80</sup>。Molの声明によると、ギュレン運動とつながりがある1万9,252人が刑務所に拘禁され、およそ24,000人の「逃亡者」が依然として指名手配中であった<sup>81</sup>。オーストラリア外務貿易省 (Department of Foreign Affairs and Trade : DFAT) の2020年報告書<sup>82</sup>によると、逮捕された人々のうち、クーデター未遂を巡る一連の出来事実際に参加したとして告発されたのはほんの一握りにすぎない。

8.2.5 逮捕と拘禁はギュレン運動とのつながりにかかる疑惑を理由として2022年7月以降も継続され、2023年に至っている (以下に掲げた事例は網羅的ではない)。

- 2022年10月18日、海外のギュレン信奉者が送った支援金を受け取った又は分配した嫌疑で59州にわたって543人が拘禁された<sup>83</sup>
- 2022年12月8日、別個に行われた3度の検挙活動で、元公務員3人を含む17人が拘禁された<sup>84</sup>
- 2023年3月の1週間で、元教師、元軍士官候補生/警察官及びギュレン派とのつながりにかかる疑惑で刑務所に収容されている人々の家族を支援した個人を含む89人が拘禁された<sup>85</sup>
- 2023年4月第1週の間、学生、医師、元軍士官候補生及びメッセンジャー・アプリのバイロックを利用したとして非難された他者を含む61人が拘禁された<sup>86</sup>
- 内務大臣による2023年7月6日付けツイッターによると、2023年6月に748人が拘禁された<sup>87</sup>
- 2023年6月25日、フェトフッラー・ギュレンの姪である アシイエ・ギュレン (Asiye Gulen) が夫とともにイスタンブールで逮捕されたと報じられた<sup>88</sup>
- 2023年7月14日、ギュレンの甥のセルマン・ギュレン (Selman Gulen) 、その妻及び義理の両親が逮捕された<sup>89</sup>

<sup>74</sup> USSD, '[2016 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 3 March 2017

<sup>75</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2017 – Turkey](#)' (section C), January 2017

<sup>76</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2018 – Turkey](#)', (Executive summary), January 2018

<sup>77</sup> USSD, '[2018 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 13 March 2019

<sup>78</sup> European Commission, '[Turkey Report 2019](#)' (page 9), 29 May 2019

<sup>79</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 20 March 2023

<sup>80</sup> Turkish Minute, '[Six years on, Turkey's July 15 coup still shrouded in mystery](#)', 15 July 2022

<sup>81</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 20 March 2023

<sup>82</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.38), 10 September 2020

<sup>83</sup> SCF, '[Turkey detains 543 people in massive operation targeting Gulen followers](#)', 18 October 2022

<sup>84</sup> SCF, '[17 detained in Turkey over alleged Gulen links](#)', 8 December 2022

<sup>85</sup> Turkish Minute, '[89 detained over alleged Gulen links in a week](#)', 24 March 2023

<sup>86</sup> SCF, '[61 detained over alleged Gulen links in a week](#)', 7 April 2023

<sup>87</sup> SCF, '[748 people detained in June over Gulen links, says new interior minister](#)', 6 July 2023

<sup>88</sup> MEM, '[Turkiye police arrest Gulen's niece](#)', 25 June 2023

<sup>89</sup> Turkish Minute, '[Turkey detains yet another family member of Islamic scholar Gulen](#)', 14 July 2023

- 2023年7月20日、刑務所に収容されているギュレン派容疑者の家族に資金的支援を行ったとして19人が拘禁された<sup>90</sup>

8.2.6 オランダ外務省（MFA）の2022年3月付け報告書で引用された秘密情報源によると、「ギュレン派容疑者の逮捕については多くのメディア報道があったものの、逮捕された人々がどうなったのかについては、公開されている文献にフォローアップ報道がほとんどなかった。したがって、どのくらいの人数の被拘禁者が公判前勾留されたままなのか、あるいは仮釈放されたのか、また、何件の事案に関して訴訟手続が開始されたのかについては不明であった。」<sup>91</sup>

8.2.7 特にトルコに重点を置いた人権集団の「自由のためのストックホルム・センター（Stockholm Center for Freedom : SCF）」<sup>92</sup>は、2023年7月16日に公表された法務省（Justice Ministry）の数値によると、2016年7月にクーデターが失敗に帰して以来、12万2,632人がギュレン運動とのつながりを疑われて刑務所に収容されているほか、6万7,893人が取調べを受けていると伝えている。公式数値によると、1万5,539人が依然として拘禁されていた<sup>93</sup>。

8.2.8 人権監視機関は、逮捕された人々が適正手続を受ける機会や本人たちに対する告発を裏付ける証拠を閲覧する機会をほとんど与えられておらず、また、司法部門は公平性に欠けているとして懸念を表明してきた<sup>94 95</sup>。2021年11月、欧州人権裁判所（ECtHR）はギュレン運動の構成員の疑いがあるという理由による426人の公判前勾留は違法であると判示した<sup>96</sup>。

[目次に戻る](#)

### 8.3 拘禁中の取扱い

8.3.1 米国国務省の2022年人権報告書は、以下のように伝えている。

「憲法と法律は拷問及びその他の残虐な、非人間的な又は品位を傷付ける取扱いを禁じているが、国内外の権利擁護団体の報告によると、一部の警察官、刑務当局及び軍事諜報部門はこれらの慣行を取り入れた。国内の人権団体、法曹協会、野党有力者、国際人権団体その他の機関は政府職員が身柄を拘束中の一部の人々に脅迫、虐待、また、おそらく拷問を行っていたと報告している。PKK又はギュレン運動に所属している疑いがある者は虐待、人権侵害又はおそらく拷問にさらされる可能性がより高かった。」<sup>97</sup>

8.3.2 欧州委員会の2022年トルコ報告書は、以下のように記述している。

「拷問及び虐待に関して信頼できる深刻な訴えが増加している。閲覧できる諸報告書によると、拷問と虐待は拘禁施設、刑務所、非公式な拘置施設、輸送車両及び（大半はデモ行進が行われている）路上で行われた。その役割が国内防止メカニズム（National Preventive Mechanism : NPM）として機能することにあるトルコ人権・平等機関（Human Rights and Equality Institution of Türkiye : HREI）は、『拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁止する国連条約の選択議定書（Optional Protocol to the UN Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : OPCAT）』に基づく重要な要件を満たしておらず、また、同機関に付託された事案をまだ有効に処理していない。」<sup>98</sup>

8.3.3 米国国務省の2022年人権報告書は、「特に政治的な動機に基づく事案において、公判

<sup>90</sup> SCF, '[19 detained in Turkey for helping families of people jailed over alleged...](#)', 20 July 2023

<sup>91</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 36), 2 March 2022

<sup>92</sup> SCF, '[About us](#)', no date

<sup>93</sup> SCF, '[122,632 jailed over alleged Gülen links since coup attempt in 2016: justice...](#)', 17 July 2023

<sup>94</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 20 March 2023

<sup>95</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraph 3.38), 10 September 2020

<sup>96</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 26), 12 October 2022

<sup>97</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1C), 20 March 2023

<sup>98</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 33), 12 October 2022

前勾留が長引く状況が継続されている。」と伝えている<sup>99</sup>。

- 8.3.4 拘禁中の取扱いに関する詳細な情報については、[トルコに関する国別政策及び情報ノート：クルディスタン労働者党（PKK）の拘禁中の取扱いに関する項目及び旧版「国別政策及び情報ノート：トルコ—ギュレン運動」](#)に記載されている出身国情報（COI）を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 8.4 起訴及び有罪判決

- 8.4.1 2020年3月、アナドル通信社はトルコ最高裁判所がギュレン運動について示した7段階から成る階層型構造を引用し（[構造及び構成員資格](#)を参照）、ギュレン運動組織の上位5階層に属する構成員は刑事責任を問われるだろうとして、「組織内におけるその地位を考慮に入れば、ギュレン運動の目的と手段を知る構成員が処罰されることは明白である。ピラミッド型組織に従えば、ギュレン運動の第3、第4、第5、第6及び第7階層に属する構成員がこうした状況にあることを受け入れなければならない。」と述べた<sup>100</sup>。

- 8.4.2 米国国務省の2022年人権報告書は、「被告人側弁護士と反対派によると、ギュレン運動の構成員又は関係者の疑いがある人物や政府に批判的な人物...を含む多種多様な人々に対して刑事訴訟を起し、訴追するために検察官は法的に疑問の余地がある証拠のように見えるものを利用する傾向があった。」と伝えている<sup>101</sup>。また、同情報源は、「一部の弁護士は、特にPKK又はギュレン運動とのつながりを理由に告発されている容疑者の事案に関して、政府の報復（起訴を含む）を恐れて、弁護を引き受けることをためらっていると語った。」と追記している<sup>102</sup>。

- 8.4.3 オランダ外務省（MFA）の2022年3月付け COI報告書は、大半を秘密情報源から引用して、以下のように伝えている。

「ギュレン運動に関わっていることが、必ずしも刑事訴追につながるわけではないが、過去に関与していれば、現在になって刑事訴追される可能性がある。2つの情報源によると、第一に、ギュレン派の疑いがある人物の刑事訴追には、ある程度の恣意性がある。これに関連して、トルコ当局は客観的な基準を用いることもなければ、その基準を首尾一貫した形で適用することもない、とある情報源は指摘している。第二に、当局がギュレン派を訴追するのを実際面の障壁が妨げている。2010年、トルコには800万～1,000万人が何らかの形でギュレン運動と結び付いていると推定されていた。ある情報源によると、ギュレン運動の規模を踏まえれば、現役又は元ギュレン派の全員を刑事訴追するのは単に不可能である... トルコ当局は全てのギュレン派を刑事訴追する意志を持っているかもしれないが、手段は持っていない。第三に、... 一部の現役又は元ギュレン派は公正発展党（AKP）/民族主義者行動党（MHP） [人民同盟（People's Alliance）<sup>103</sup>として知られる与党連合] の指導者層との政治的人脈と賄賂を通じて起訴を逃れることができる。」<sup>104</sup>

- 8.4.4 ベキル・ボズダー（Bekir Bozdağ）法務大臣が2022年7月に提供した数値によると、11万7,208人がギュレン運動に関係しているとして有罪判決を受け、1,366人が終身刑、1,634人が仮釈放の見込みがない加重終身刑をそれぞれ言い渡された<sup>105</sup>。トルコ・ミニット（Turkish Minute）は、同法務大臣が国営アナドル通信社に提供した数値を引用して、以下のように追記している。

「ボズダー氏によると、クーデター未遂事件以来、8万7,519人が特にギュレン運動に関係した起訴内容に関して無罪判決を言い渡されているが、法廷で全ての起訴内容に

<sup>99</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 20 March 2023

<sup>100</sup> Anadolu Agency, '[Court of Cassation 16. Criteria for FETÖ membership from...](#)', 9 March 2020

<sup>101</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

<sup>102</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1D), 20 March 2023

<sup>103</sup> Anadolu Agency, '[People's Alliance garners majority of seats in Turkish parliament](#)', 15 May 2023

<sup>104</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 39), 2 March 2022

<sup>105</sup> Turkish Minute, '[117,208 people in Turkey have been convicted of alleged Gülen...](#)', 13 July 2022

関して無罪であることを宣言された人々の数には疑義がある。

「司法専門家はボズダー氏が発表した数値について懐疑的な見方を表明し、法務大臣のデータは2016年から2020年にかけて26万5,000人以上がギュレン運動と関係している疑いがあるという理由によりテロ組織の構成員という罪で有罪判決を受けていることを示していることを踏まえれば、11万7,208人の有罪判決というのは控訴裁判所が第1審裁判所の判決を支持した事案に限定されているにすぎないと語った。」<sup>106</sup>

8.4.5 クーデター未遂事件から7年が経過した2023年7月、ユルマズ・トゥンチ法務大臣は2016年7月15日以降、ギュレン運動と関係がある69万3,162人に対して訴訟手続が開始されており、6万7,893人については取調べが依然として進行中であると語った。トゥンチ氏によると、12万2,632人が有罪判決を受け、9万7,139人が無罪となって釈放された。有罪判決を受けた人々のうち、1万2,108人は服役中であった<sup>107</sup>。

8.4.6 米国国務省の2022年人権報告書は、「テロリズム又はその他の罪で拘禁されている相当な数の人々は、特にその罪がギュレン運動との関係に端を発している場合、政治犯であると監視団体は考えている...」と伝えている<sup>108</sup>。しかしながら、同報告書によると、政府は拘禁されているギュレン派を政治犯だと考えておらず、これらの人々が人権団体と面談するのを認めなかった<sup>109</sup>。

8.4.7 [法の支配及び刑事司法制度](#)も参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 8.5 免職及び復職

8.5.1 トルコ政府の「非常事態の措置に関する調査委員会 (Inquiry Commission on the State of Emergency Measures)」(以下「当委員会」)によると、2年の非常事態宣言期間中(2016年7月～2018年7月)、12万5,678人の公務員が免職になり、270人の奨学金が取り消され、2,761の機関が閉鎖され、3,213人の治安職員の地位が無効になった<sup>110</sup>(当委員会に関する詳細な情報については、[非常事態の措置に関する調査委員会](#)を参照)。

8.5.2 欧州委員会の2022年トルコ報告書は、クーデター未遂事件以来3,985人の裁判官と検察官が解任されたが、復職したのは僅か515人にすぎないと伝えている<sup>111</sup>。また、同報告書は、報告対象期間中(2021年6月～2022年6月)、更に17人の裁判官と検察官が解任されたとも伝えている<sup>112</sup>。

8.5.3 2022年11月、トルコの国防大臣は2万4,706人の軍人(主に将校)がギュレン運動とつながりがあるという嫌疑で解任されたと発表した<sup>113</sup>。2021年4月から2022年4月にかけて、3,055人の警察職員が免職になったが、この中にはギュレン運動とつながりがあるとされる職員も含まれていた<sup>114</sup>。

8.5.4 オランダ外務省(MFA)の2022年3月付け報告書は、様々な秘密情報源を引用し、以下のように伝えている。

「職員がトルコ当局からギュレン運動などのテロ組織として指定されている組織とつながりがあるという嫌疑で免職になった場合、この事実はSosyal Güvenlik Kurumu(社会保障機関(Social Security Institution): SGK)のデータベースに記録される。これにより、失職した職員は新たな職を見つけるのが困難になる。こうした人々が新しい仕事に応募すれば、潜在的な雇用主はSGKのポータルを介して求職者の職歴を照

<sup>106</sup> Turkish Minute, '[117,208 people in Turkey have been convicted of alleged Gülen...](#)', 13 July 2022

<sup>107</sup> Daily Sabah, '[Fight against FETÖ prevails 7 years after coup attempt in Türkiye](#)', 13 July 2023

<sup>108</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

<sup>109</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

<sup>110</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (pages 1, 8 and 9), 2023

<sup>111</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 26), 12 October 2022

<sup>112</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 26), 12 October 2022

<sup>113</sup> Turkish Minute, '[24,706 expelled from Turkish military since coup attempt...](#)', 22 November 2022

<sup>114</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 46), 12 October 2022

会する可能性がある。求職者が過去にテロリストとのつながり（疑惑）で失職したことが明らかになった場合、雇用主はこの人物の雇用を嫌がるのが通例である。」<sup>115</sup>

---

### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

---

- 8.5.5 フリーダム・ハウスの報告書「2023年の世界の自由度」（2022年の出来事が対象）によると、「2016年のクーデター未遂事件の後に免職又は停職になった12万5,000人以上の公的部門職員は、本人たちと関わりを持たば罪に問われるという雰囲気があるため、それ以来就職できない状況が続いている...」<sup>116</sup>

[目次に戻る](#)

## 8.6 事業の閉鎖

- 8.6.1 複数の情報筋はIRBに対し、クーデター未遂事件以来、トルコ国内でギュレン運動の傘下に入っている機関は閉鎖されているか、当局によって引き継がれていると語った<sup>117</sup>。
- 8.6.2 事業の閉鎖及び資産押収に関する詳細情報については、[旧版](#)「国別政策及び情報ノート：トルコ・ギュレン運動」に記載されている出身国情報（COI）を参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 8.7 国境を越えた抑圧

- 8.7.1 欧州評議会議員会議（PACE）は、2023年6月23日に採択された決議で、国境を越えて抑圧するために用いる4つの手段を以下のように説明した。

- 「出身国が海外に住む個人を標的にして直接的に身体攻撃を実行する（暗殺、暴行、失踪、身体的脅迫、暴力を用いた強制的な本国送還など）
- 「形式的で意味のない法的手続を通じて許可された身柄拘束、違法な国外追放及びその他の種類の強制送還を通じて標的とする人物に不利な行動を起こすよう他国に協力を要請する。この手段には、国際刑事警察機構（インターポール）のレッド・ノーティスの悪用、身柄引渡し手続及びその他の形態の国家間法的支援（マネー・ローンダリング（資金洗浄）対策、テロリズムに対する資金供与の防止措置など）が含まれる。
- 「パスポートの取消や領事館サービスの拒否など標的となる人物の移動可能性を妨害することにより、その人物の移動を禁じる又は身柄を拘束する
- 「標的となる人物の身代わりとしてその家族、最愛の人又は事業パートナーが脅され、刑務所に収容され又はその他の方法で狙われていることを示唆するオンラインでの威圧又は監視及び強制など遠隔地から標的となる人物を脅迫する。」<sup>118</sup>

- 8.7.2 PACEは、特に2016年7月のクーデター未遂事件以来、トルコ政府がギュレン運動に関係しているとされる国外在住のトルコ人を執拗に追跡している状況に懸念を表明した。PACEは、以下のように述べている。

「トルコの作戦は本国送還、身柄引渡し手続、インターポールのレッド・ノーティス及びテロリズムに対する資金供与の防止措置の濫用、対象者を違法に国外追放又は移

---

<sup>115</sup> Netherlands MFA, '[General COI Report Turkey](#)' (page 42), 2 March 2022

<sup>116</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2023 – Turkey](#)' (section G1), January 2023

<sup>117</sup> IRB, '[Turkey: The Hizmet movement, also known as the Gülen movement...](#)', 6 January 2020

<sup>118</sup> PACE, '[Transnational repression as a growing threat to the rule of law and...](#)', 23 June 2023

送するための他国への協力要請に依存していることが明らかになっている。この点に関して、欧州人権裁判所は、2018年にモルドバ共和国が国内外の法律が与える全ての保障を回避してトルコ国籍の教師7人を違法にトルコへ移送したが、これは欧州人権条約第5条第1段が保障するこれらの教師の自由に対する権利を侵害していると判示した。欧州域外など他の領土からの移送に関して、国連の恣意的拘禁に関する作業部会（Working Group on Arbitrary Detention）も同様の所見を示している。他の加盟国に住むトルコ政府の批評家とジャーナリストは脅迫と威嚇に直面しており、受入国の警察による保護を求めることもあると伝えられている。」<sup>119</sup>

- 8.7.3 2020年8月、国連の強制的・非自発的失踪に関する作業部会（Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）は、「今日まで、トルコ政府が複数の国家当局と協力して画策又は教唆したと伝えられている秘密工作の一環として、ギュレン/ヒズメット運動との関わりが疑われている100人以上が恣意的な逮捕・拘禁、強制失踪及び拷問にさらされてきたと報告されている。」と述べている<sup>120</sup>。
- 8.7.4 フリーダム・ハウスは、トルコ政府が（クーデター未遂事件に関連して）27か国から116人をトルコに帰還させたと報じたアナドル通信社（国営のトルコ通信社）の2020年7月付け記事を引用した<sup>121</sup>。トルコ国家情報機構（National Intelligence Organisation : MIT）の2022年度年次報告書に言及した複数の情報筋は、ギュレン運動と関係があると疑われている100人以上が MITにより海外からトルコへ強制送還されてきたと述べている<sup>122 123</sup>。欧州委員会の2022年トルコ報告書によると、トルコは「... 引き続き[西バルカン]地域に住むギュレン運動構成員の疑いがある人々に対して行動を起こすよう求めるとともに、その身柄引き渡しとこの運動に関係する全ての学校の閉鎖を要請した。こうしたトルコの姿勢は、一部の国々との間で緊張関係を生み出している。」<sup>124</sup>
- 8.7.5 ガーディアン紙は 2023年3月1日、欧州の法律専門家から成る小委員会が国際刑事裁判所（International Criminal Court : ICC）に提示した書類で、ギュレン運動とのつながりを理由に「... 被害者がケニア、カンボジア、ガボン、アルバニア、ブルガリア、モルドバ、モンゴル及びスイスで誘拐され、トルコに送還された強制失踪事件が17件...」確認されたと報じた<sup>125</sup>。
- 8.7.6 ユルマズ・トゥンチ法務大臣はアナドル通信社に対し、トルコは国外にいる1,271人（米国に住む256人とEU加盟国に住む483人を含む）のギュレン運動構成員の身柄を引き渡すよう112か国に要請し、2023年7月13日時点で126人の容疑者がトルコ当局へ引き渡されたと語った。<sup>126</sup>

[目次に戻る](#)

第9節更新日：2023年8月9日

## 9. 法の支配及び刑事司法制度

### 9.1 警察

- 9.1.1 欧州委員会の2022年トルコ報告書は、トルコの東部及び南東部に関して、「人権団体と野党は、治安部隊による深刻な人権侵害（刑務所、警察署及び憲兵隊施設で拷問、虐待、恣意的な逮捕及び手続権の侵害が行われた疑いがある事例を含む）を報告し続けた。」と記述している<sup>127</sup>。同報告書は、そのような人権侵害の規模又は範囲に関する情報を提供しなかった。

<sup>119</sup> PACE, '[Transnational repression as a growing threat to the rule of law and...](#)', 23 June 2023

<sup>120</sup> UNHRC, '[Follow-up to the recommendations made by the...](#)' (paragraph 8), 28 August 2020

<sup>121</sup> Freedom House, '[Turkey: Transnational Repression Origin Country Case Study](#)', 2021

<sup>122</sup> Turkish Minute, '[PACE expresses concern over Turkey's pursuit of anyone...](#)', 23 June 2023

<sup>123</sup> SCF, '[Turkey's intelligence agency confirms abduction of more than 100 people...](#)', 6 March 2023

<sup>124</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 80), 12 October 2022

<sup>125</sup> The Guardian, '[ICC asked to investigate Turkish government over persecution...](#)', 1 March 2023

<sup>126</sup> Daily Sabah, '[Fight against FETÖ prevails 7 years after coup attempt in Türkiye](#)', 13 July 2023

<sup>127</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 18), 12 October 2022

9.1.2 また、同報告書は「法的枠組みの下で、政府は司法警察に及ぼす不当な政治的影響力を保持できるようになっており、この点が独立した実効性のある調査に影響を与えていた。」とも記述している<sup>128</sup>。

9.1.3 フリーダム・ハウスは報告書「2023年の世界の自由度」の中で、「警察は平和的な抗議運動を解散させるため、頻繁に武力を用いている。」と伝えている<sup>129</sup>。国際的な人権NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch : HRW）のワールド・レポート2023（2022年の出来事が対象）は、警察署の留置場内及び刑務所内で拷問や虐待が行われているという主張が過去6年間にわたって行われてきたが、こうした訴えが実効性のある捜査の対象になる又は加害者が起訴される結果をもたらすことはまれであった。」と記述している<sup>130</sup>。

[拘禁中の取扱い](#)及び[刑務所の状況](#)も参照されたい。

[目次に戻る](#)

## 9.2 司法

9.2.1 欧州委員会の2022年トルコ報告書は、司法部門の独立性が劣化し続けている状況が対処されていないことにEUは重大な懸念を抱いていると記している<sup>131</sup>。また、司法部門はテロリズム関連の犯罪疑惑に関して、国会で組織的に野党を標的にし続けていると追記している<sup>132</sup>。

9.2.2 同報告書は、以下のように記述している。

「2016以降観察されている深刻な後退が本報告対象期間中も続いている。特に司法部門が独立性を系統的に欠いている状況と裁判官や検察官に不当な圧力がかけられている状況についての懸念が払拭できないままとなっている。司法部門による国際及び欧州基準の遵守状況に関して、特に欧州人権裁判所の判決の実施を拒否している状況について特別の懸念も高まっている。2021年の人権行動計画と2019年の司法改革戦略の実施は継続されている。しかしながら、両文書ともトルコの司法部門に存在する主要な欠陥には対処しておらず、国内の司法制度の全体的な機能を大幅に改善するための計画も欠いている。クーデター未遂事件後に解任された裁判官又は検察官のうち、数人は釈放されたものの、復職したのは515人のみにすぎない。裁判官及び検察官を採用し、昇任させるための予め確立された客観的な、能力ベースの基準を欠いていることは悩みの種となったままである。」<sup>133</sup>

9.2.3 フリーダム・ハウスは報告書「2023年の世界の自由度」の中で、以下のように伝えている。

「司法部門の独立性は著しく損なわれており、2016年以降数千人に及ぶ裁判官と検察官が政府支持者に取って代わられている。2018年に発効した大統領制度の下で、司法部門の任命と懲戒処分を監督するトルコ裁判官・検察官評議会（Board of Judges and Prosecutors : HSK）の委員は、司法部門のメンバーではなく議会と大統領によって任命される。この結果、検察官と裁判官は政府の方針に従うことが多い。政府の希望に反した判決を下す裁判官は解任され、更迭されているが、エルドアン大統領の批評家に有罪判決を宣告する裁判官は昇任している。

「政治的な動機に基づく起訴は、政治家、ジャーナリスト、学会及び学生を標的にしている... 憲法裁判所（Constitutional Court）は2019年以降一定の独立性を示してきたが、政治的影響力から免れてはおらず、AKPの権益に沿った判決を下すことが多い。」

<sup>134</sup>

<sup>128</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 29), 12 October 2022

<sup>129</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2023 – Turkey](#)' (section E1), January 2023

<sup>130</sup> HRW, '[World Report 2023 – Turkey](#)', 12 January 2023

<sup>131</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 3), 12 October 2022

<sup>132</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 5), 12 October 2022

<sup>133</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (pages 5 to 6, 23 to 24), 12 October 2022

<sup>134</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2023 – Turkey](#)' (section F1), January 2023

---

## 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

## 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

---

[目次に戻る](#)

### 9.3 法の支配

#### 9.3.1 米国国務省のトルコ人権報告書2022年版は、その「概要」で以下のように記述している。

「内務省が管轄する国家警察（National Police）及び憲兵隊のジャンダルマ（Jandarma）は、前者が都市圏の治安、後者が農村地域及び国境地帯の治安に責任を負う。軍は、国境管理に全体的な責任を負う。文民当局は、治安部隊に対して実効的な統制を維持していた。治安部隊の隊員は虐待を犯しており、刑事免責により罪が問われない状況は深刻な問題であった。

「2018年に成立した広範な反テロ法制に基づき、政府は引き続き人権と基本的自由の享有を制限し、法の支配を損なっていた。2016年に発生したクーデター未遂事件以降、当局はテロに関与した容疑で、特に政府が2016年クーデター未遂事件の黒幕として非難し、『フェトフラー派（Fethullahist）テロ組織』の指導者と名指ししたイスラム教聖職者フェトフラー・ギュレンの運動に関わったという理由で、6万人以上の警察・軍関係者と4,000人以上の裁判官・検察官を含む数万人の公務員と政府職員を免職又は停職処分とし、9万5,000人以上の市民を逮捕又は刑務所に収容し、1,500以上の非政府組織（NGO）を閉鎖した [[ギュレン運動の概要](#)及び[国家の取扱い](#)も参照]。

「深刻な人権問題としては、以下に掲げる事項についての信頼できる報告が挙げられる：恣意的な殺害、被拘禁者の不審な死亡、強制失踪、拷問、『テロリスト』集団とつながりがあるという疑いによる又は平和的で正当な演説を理由とした数万人の人々（野党政治家や元国会議員、弁護士、ジャーナリスト、人権活動家、米国大使館職員を含む）の恣意的な逮捕及び継続的な拘禁、選挙で選出された公職者を含む政治犯の存在、海外在住者に対する国境を越えた報復（ギュレン運動の構成員の疑いがある人々を公正な裁判に関する十分な保障又はその他の法的保護も与えないまま誘拐及び移送する行為を含む）、司法部門の独立性に関する深刻な問題... [[逮捕及び拘禁](#)、[国境を越えた抑圧](#)及び[公正な裁判](#)を参照]

「政府は、人権侵害又は汚職で告発されている政府職員及び治安部隊の隊員を捜査し、訴追し、処罰するための措置を限定的にしか講じていない。このような人権侵害又は汚職行為が処罰されない状況は依然として問題であった。政府は、高いレベルの汚職疑惑を捜査するのに限定的な措置しか講じなかった...」<sup>135</sup>

#### 9.3.2 欧州委員会の2022年トルコ報告書は、以下のように伝えている。

「汚職はまん延したままであり、引き続き懸念される問題であった。トルコの汚職防止枠組みに存在する多くの隙間に対処する動きには全く進展が見られず、こうした状況は断固として汚職と闘うという意志が欠如していることの兆候である...」<sup>136</sup>

[目次に戻る](#)

### 9.4 公正な裁判

#### 9.4.1 米国国務省のトルコ人権報告書2022年版は、以下のように記述している。

「監視団体は、一部の裁判において判決が予め決定されているように見えた又は司法

---

<sup>135</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (Exec summary), 20 March 2023

<sup>136</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 24), 12 October 2022

介入があったことを示していたとして懸念を提起した。人権団体と裁判監視団体は、政治的にデリケートな訴訟の場合、裁判官は訴訟手続上の様々な不正行為の中でもとりわけ、ジャーナリストや監視団体が法廷に入るのを頻りに禁止し、被告人の発言を妨げ、被告人の発言を認めず、弁護人の要請を説明もなく拒絶し、被告人の陳述を聞かずに判決を言い渡したと報告している...

「法律は被告人に推定無罪の権利と自らの裁判に出廷する権利を与えている。注目度の高い複数の訴訟において、被告人は直接ではなく刑務所からビデオ・リンクを介して出廷した。裁判官は特定の区分の犯罪（国家安全保障を脅かす犯罪、組織犯罪及び児童に対する性的暴行など）について、依頼人が起訴されるまで被告人側弁護士が依頼人の裁判資料の閲覧を制限することができる...

「監視団体は、テロ支援に関連した訴訟で検察官と裁判所が起訴及び有罪判決を裏付けるのに十分な証拠を確立しないことが多いと指摘し、適正手続の尊重と信頼できる証拠の基準の遵守に関する懸念を強調した。多くの訴訟、特に国家安全保障に係る訴訟において、当局は被告人側弁護士と被告人がアクセスできず、法廷で反対尋問し、異議を唱えることができない秘密の証拠や証人を用いた。」<sup>137</sup>

- 9.4.2 欧州委員会は2022年トルコ報告書の中で、「大統領や閣僚を含む高級官僚が訴訟手続中に中傷的なレトリックを用いているのを聞くと、推定無罪の原則及び公正な裁判に対する権利が尊重されているのかについて疑問が湧いてくる。」と記述している<sup>138</sup>。また、同報告書は、「法律が選択的かつ恣意的に適用されている状況は、法の支配に関する基本原則及び公正な裁判に対する権利を侵害しており、引き続き懸念を提起している。」とも記述している<sup>139</sup>。さらに、同報告書は、「訴訟手続上の権利に関して、トルコの法律はEUの法規範又は欧州基準に沿っていない。訴訟手続上の規則を尊重していないという理由で公正な裁判に対する権利及び推定無罪の原則を侵害したとしてトルコを非難したECtHRの判決は、引き続き後世に伝えられている。」と追記している<sup>140</sup>。

[目次に戻る](#)

## 9.5 刑務所の状況

- 9.5.1 米国国務省のトルコ人権報告書2022年版は、以下のように記述している。

「刑務所は物理的条件（すなわち、インフラ及び基本的設備）に関する基準をおおむね満たしているが、多くの刑務所において深刻な過密状態の問題が生じており、欧州評議会の拷問防止委員会（Committee for the Prevention of Torture : CPT）が2017年と2019年に視察した際、非人道的かつ品位を傷つけるレベルにあると考え得る、と判断した状況に陥っている... 拘禁施設は一般に修理が行き届いており、換気も十分であるが、多くの施設に構造的な欠陥があり、数日間以上続く拘禁には適していなかった。

「...刑務所の過密状態は依然として深刻な問題であった。法務省によると、[2022年]12月の時点で、国内には396か所に刑務所があり、全体の収容能力は28万6,797人であるが、実際の受刑者数はこれを4万9,518人も超過していた（推定受刑者総数は33万6,315人）...」<sup>141</sup>

- 9.5.2 また、同報告書は刑務所内の状況と医療の利用に関して、以下のように伝えている。

「複数の人権団体及びCPTの報告は、受刑者にとって飲用水、適切な暖房、換気、照明、食物及び医療サービスが十分に確保されていないことが極めて多いと断言している。また、複数の人権団体は、刑務所の過密状態と劣悪な衛生状況が受刑者の健康リスクを悪化させていると指摘した...

「複数の人権協会は、受刑者に提供される医療が十分でない状況、特に刑務所の医師

<sup>137</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

<sup>138</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 16), 12 October 2022

<sup>139</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 36), 12 October 2022

<sup>140</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 43), 12 October 2022

<sup>141</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1C), 20 March 2023

の数が不足している状況について重大な懸念を表明している... 複数の人権団体の報告によると、一部の医師は報復を恐れて拷問を訴える医療診断書の発行を拒否したようである。その結果、被害者は虐待を受けた事実の裏付けとなる診断書を入手できないことが多かった...」<sup>142</sup>

9.5.3 同報告書は、受刑者に対する劣悪な取扱いと刑務所の監視状況について、以下のよう  
に伝えている。

「当局は、虐待や非人道的又は品位を傷つける状況を訴える信ぴょう性の高い訴えを調査することはあったが、通常はそのような調査の結果を公衆が閲覧できるような形で文書化することなく、加害者に責任を負わせる措置を講じたかどうかを公表することもなかった。複数の人権活動家及び弁護士による報告によると、受刑者及び被拘禁者は家族や弁護士との面談を恣意的に拒否されることがあった。

「... 政府は、国会議員を含む一部の監視団体による刑務所の視察を許可している。内務省の報告によると、法律に基づき刑務所はトルコ人権平等機関（Human Rights and Equality Institution of Turkey）や国民議会人権調査委員会（Parliamentary Commission for Investigating Human Rights）など国内の政府機関によって監視されなければならない。CPT、欧州評議会人権弁務官（Commissioner for Human Rights）及び国連の恣意的拘禁に関する作業部会（Working Group on Arbitrary Detention）も監視する目的で刑務所に立ち入ることを認められている。

「政府は、独立NGOsが刑務所を監視することを認めなかった。」<sup>143</sup>

[目次に戻る](#)

第10節更新日：2023年8月9日

## 10. 救済手段

### 10.1 非常事態の措置に関する調査委員会

10.1.1 [非常事態の措置に関する調査委員会](#)（当委員会）は、以下の事項に関する申請書を審査し、決定を下す目的で2017年5月に活動を開始した。

- 行政府、職業又は対象者が職に就いていた組織からの解任又は解雇
- 奨学金の取消し
- 協会、基金、労働組合、連合、連盟、民間医療施設、私立学校、財団法人、高等教育機関、民間ラジオ・テレビ機関、新聞・定期刊行物発行機関、通信社、出版社及び販売チャンネルの閉鎖
- 非常事態の範囲内で発出された法令に基づく行政府の退職職員の階級の無効化、行政府による免職、奨学金の取消し、機関及び組織の閉鎖<sup>144</sup>

10.1.2 オーストラリア外務貿易省（DFAT）の2020年9月付け報告書は、当委員会が設置された理由の簡単な背景を提供しており、以下のように記述している。

「2016年7月のクーデター未遂事件後、ECHR [欧州人権裁判所]はギュレン運動との結び付きが認識されたとして拘禁されたトルコ市民からの申請書を多数受理した。トルコ人からの申請はECHRの2017年の総受理数8万5,951件のうち3万1,054件（36パーセント）を占めた。申請者は国内の救済措置を全て利用した上でECHRに申請書を提出しなければならないというECHRの要件によって、トルコ人の申請のうち3万63件（96.8パーセント）は受理不可又は却下と宣言された。

「[ECHR] 裁判所が対応不能になるのを避けるため、トルコ政府と欧州当局は2017年1月、トルコは非常事態期間中に法令で解雇された人々に一定レベルの司法審査を行う目

<sup>142</sup> USSD, [HR Report 2022](#), 20 March 2023

<sup>143</sup> USSD, [HR Report 2022](#), 20 March 2023

<sup>144</sup> SOE, [‘Activity Report 2017-2022’](#) (page 24), 2023

的で非常事態の措置に関する調査委員会（Inquiry Commission on the State of Emergency Measures）を設置することに合意した。」<sup>145</sup>

10.1.3 2022年12月31日時点で、当委員会は非常事態法令に基づき講じられた措置の撤回を求める申請書を合計で12万7,292件受理した。このうち1万7,960件は当委員会に受理され、10万9,332件は拒絶された<sup>146</sup>。受理された1万7,960件の申請書について、当委員会は「関係機関により対象者を元の役職へ復職させる手続が進められ、対象者は最終的に元の役職に就いた。」と語った<sup>147</sup>（[免職及び復職](#)も参照）。

10.1.4 欧州委員会は、2022年トルコ報告書の中で、同調査委員会の活動の質について、以下のように強い懸念を表明した。

「... 事案が個々に調査されているのかどうか、また、解雇された人々の防御権が尊重されているのかどうか、さらに、評価手続が国際基準に沿っているのかどうかについて（懸念を抱いている）。聴聞は一切行われなかったため、申請者に与えられる手続面の権利が全般的に欠如しており、決定は当初の解雇に関する書類に基づいて下された。こうした状況の全てによって、同調査委員会がどの程度効果的な司法救済機関になっているかを疑問視せざるを得ない。」<sup>148</sup>

10.1.5 しかしながら、当委員会は、全ての申請書に関して「個人に合わせ、かつ、道理に基づいた決定を下し<sup>149</sup>、かつ、拒絶された申請書は全て司法審査を利用できるようにした」と語っている<sup>150</sup>。当委員会の任期は、2023年1月22日に終了した<sup>151</sup>。

10.1.6 不服申立てに関して、人権協会（HRA）は以下のように伝えている。

「アンカラ行政裁判所（Ankara Administrative Courts）は、非常事態の措置に関する調査委員会が下した決定の無効化を求める訴訟を審理する権限を付与されていた。裁判官・検察官評議会の発表によると、これらの裁判所は、同委員会が下した却下決定に対して、その職位を解任された人々及び閉鎖された組織が行う不服申立てを審理した。

「一方、勤務していた機関を直接免職になった公務員は適切な時期に不服申立てを行政裁判所に行く必要があるが、裁判官・検察官最高評議会（Supreme Board of Judges and Prosecutors）が下した決定を通じて失職した裁判官と検察官は国家評議会（Council of State）に申し立てる必要がある。不服申立て期限は、機関によって30日から45日までの幅がある。期限に間に合わなかった場合、復職は法的に不可能となる。行政裁判所が復職に関して『却下』判決を下した場合、申請者は国家評議会に不服申立てをすることができる。国家評議会も類似の判決を下した場合、申請者は憲法裁判所に『個人申請』を行う権利がある。個人申請も憲法裁判所によって棄却された申請者は、その後その事案をECtHRに提起することができる。」<sup>152</sup>

[目次に戻る](#)

第11節更新日：2023年8月9日

## 11. 移動の自由

### 11.1 国内移動

11.1.1 米国国務省の2022年人権報告書は「憲法の定めにより、裁判官のみが、かつ、犯罪捜査又は起訴に関連する場合にのみ、市民の移動の自由を制限することができる。また、反テ

<sup>145</sup> DFAT, '[Country Information Report Turkey](#)' (paragraphs 2.47 and 2.48), 10 September 2020

<sup>146</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (page I), 2023

<sup>147</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (page I), 2023

<sup>148</sup> European Commission, '[Turkey 2022 Report](#)' (page 23), 12 October 2022

<sup>149</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (page 21), 2023

<sup>150</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (pages 26), 2023

<sup>151</sup> SOE, '[Activity Report 2017-2022](#)' (page I), 2023

<sup>152</sup> HRA, '[Emergency Decree Laws and Their Impact on Human Rights...](#)' (page 14), 13 May 2022

口法は移動の自由に厳しい制限を課すことを認めている。例えば、知事は最長15日間にわたって個人の移動（州外への出入りを含む）を制限する権限を付与されている。」と伝えられている。<sup>153</sup>

---

### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

---

[目次に戻る](#)

## 11.2 パスポート及び海外渡航

11.2.1 クーデター未遂事件を受けて、ギュレン派の疑いがある人物の移動を制限する目的で23万冊を超えるパスポートが失効したものの<sup>154</sup>、2018年8月には15万5,000冊を超えるパスポートについて制限が解除されたと伝えられている。制限解除の対象となったパスポートの大半は、ギュレン派又はその近親者かつつながりがある人々が所有するものであった<sup>155</sup>。フリーダム・ハウスの報告書『2023年の世界の自由度』によると、クーデター失敗を受けて12万5,000人を超える公的部門労働者が失業し、「... そのパスポートが失効しているため、海外渡航できない。」<sup>156</sup>

11.2.2 米国国務省の2022年人権報告書は、ギュレン運動とつながりがある人々はトルコ出国を制限されていると記した上で、以下のように伝えている。

「政府はギュレン運動又は失敗に帰したクーデター未遂と関係があるという理由によりテロリズム罪で告発されている数万人の市民及びその拡大家族を対象として海外渡航に制限を課した。また、当局はトルコの国籍も有する外国人二重国籍者の一部がトルコを出国するのも制限した。政府が渡航制限を維持するのは、テロリズムが懸念される又は治安を保持するのに必要であるという理由からであった。政府が渡航を禁止した人々の一部は違法に出国することを選択した。」<sup>157</sup>

11.2.3 同報告書は「政府は政治的理由で、他国に一時的在留許可証を有する市民の一部に対し、『ギュレン派』組織の構成員であると主張して、そのパスポート更新を拒否し続けた。こうした人々は、在留国を出て移動することができなかった。」と伝えている<sup>158</sup>。

[目次に戻る](#)

---

<sup>153</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 2D), 20 March 2023

<sup>154</sup> Turkish Minute, '[Report reveals Turkey's passport cancellation against...](#)', 12 March 2018

<sup>155</sup> SCF, '[Turkey's dismissed academics want their passports back after state...](#)', 7 August 2018

<sup>156</sup> Freedom House, '[Freedom in the World 2023 – Turkey](#)' (section G1), January 2023

<sup>157</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

<sup>158</sup> USSD, '[2022 Country Reports on Human Rights: Turkey](#)' (section 1E), 20 March 2023

## バージョン管理及びフィードバック

### 承認

本ノート of 承認に関する情報は下記のとおり。

- 第 5.0 版
- 2025年8月6日から有効

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの開始

本セクション上の情報は内務省内のみでの利用に限定されているため、削除されている。

---

#### 公式 – 機微情報：開示不可 – 対象セクションの終了

---

[目次に戻る](#)

### 本ノートの前回版からの変更点

文言に対する軽微な修正

[目次に戻る](#)